

岐阜県における活動報告

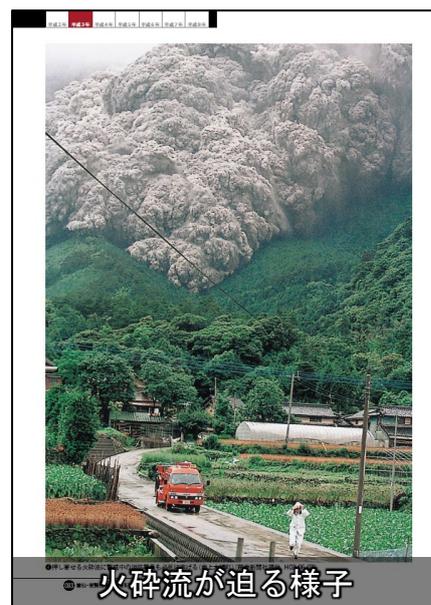
火山防災エキスパート	三浦 秀明 氏（元宮崎県危機管理局危機管理課専門主事）
火山災害対応経験者	高木 洋 氏（阿蘇市総務部総務課主幹）
申請団体	岐阜県
活動日	令和7年6月12日（木）、令和7年6月13日（金）
活動場所	岐阜県庁舎
活動した取組名	県・市町村火山防災行政担当職員研修
参加者	県・市町村火山防災行政担当職員（25名程度）
活動の概要	自治体の火山防災担当職員を対象に、火山噴火時の防災対応や観光地に対する火山防災対策、噴火発生時の対応等を中心とした内容で講話を行った。

【申請団体の状況】

- 岐阜県では、年度が替わり、新たに火山防災担当者となった職員が多いことに加えて、市町村職員の多くは他の業務と兼務で火山防災を担当していることから、火山防災に関する職員の知識の底上げが必要となっている。また、平時から「顔の見える関係」の構築や意見交換ができる場を設けることは、万が一の火山噴火等災害発生時の連携強化につながると考えている。
- こうした背景から、岐阜県では県内活火山（御嶽山・焼岳・白山・乗鞍岳）の火山防災協議会に所属する自治体向けに「県・市町村火山防災行政担当職員研修」を毎年度開催している。

【三浦氏の講話要旨】

- 雲仙普賢岳噴火の際の対応（自衛官として）
 - 平成2年11月17日、約200年ぶりに噴煙が上がり、長崎県は災害警戒本部を設置。同22日、雲仙岳火山対策連絡協議会を発足。翌平成3年3月、連絡会議開催。
 - 平成3年5月15日に最初の土石流が発生した。以降、何かあったときすぐ連絡が取れるよう自衛官が島原市役所に常駐する体制になった。
 - 5月24日に最初の火砕流が発生。長崎県は災害警戒本部を災害対策本部に格上げした。当初は火砕流に



ついて一般の認知度は低く、自衛隊は火砕流について専門家に聞いて派遣計画を作った。

- 6月3日16時過ぎに大規模な火砕流が発生した。自衛隊は17時頃に島原支庁から第一報を受け出動準備、18時頃に県から正式な災害派遣要請を受け、19時半頃に先遣隊が出動した。この火砕流は時速約140～150kmだったと言われている。車でも逃げ切れなかった方もいた。
- 自衛官として現地で遺体の収容にあたった。この火砕流で43名の方が亡くなり、28名の遺体を収容した。病院まで行けても火砕サージを吸ってしまっていて亡くなった方もいた。
- 以降、平成7年5月に火山噴火予知連絡会が「噴火活動ほぼ停止」と発表するまで60回以上土石流が発生した。
- 自衛隊はその後も島原市の要請により警戒を続け、同年12月に部隊を撤収。4年半にわたる災害派遣となった。



●新燃岳噴火の際の対応（県庁職員として）

- 平成20年8月から複数回警戒レベル2に上がり、平成23年1月26日に中規模噴火、同27日に大規模噴火が発生した。以降3月1日までに13回爆発的噴火があった。
- 宮崎県は1月26日、地域防災計画のとおり災害警戒本部を設置。同28日に県知事が現地視察を行い、現地の状況からすぐに災害対策本部に格上げ。格上げたことで関係部署のみの対応から全庁での対応になった。指揮官である県知事による現地確認は重要である。
- 平成23年1月30日、火砕流発生危険があるとして高原町に避難勧告を発令。このとき雲仙普賢岳のときに知り合った複数の専門家に相談した。
- 1月26日の噴火前から、観測情報により山が膨張してきていることがわかっていた。前兆があったときにすぐに対応することが非常に大事である。



● 質疑応答

質問：雲仙普賢岳でも御嶽山でも、山頂付近まで行くのにヘリを使っていたと思うが、ヘリはどれだけの高度まで活動できるのか。

回答：専門家ではないので詳細はわからない。この災害派遣でエンジンが止まったことがあるが、後から思えば低空飛行で火山灰を吸い込んでしまったのではないかと考える。

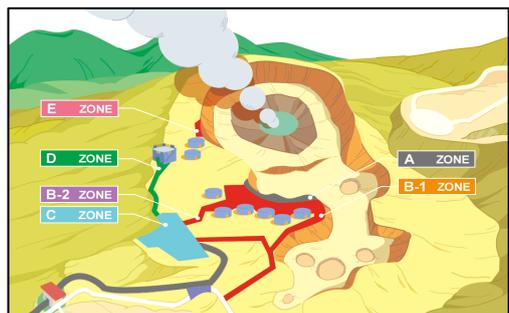
【高木氏の講話要旨】

- 阿蘇山は2015年、2016年、2021年にも噴火が発生しているが、噴火による死者は1979年9月以降、火山ガスによる死亡は1997年11月以降出ていない。
- 阿蘇山は5つのゾーンを設け、そのゾーンの火山ガス濃度に応じ規制している。
- 阿蘇山では、観光対策として、退避壕の設置、ガス周知専任職員の配置、パトライトの設置、多言語の看板設置による外国人への危険周知、多言語のホームページでの規制周知を行っている。
- 退避壕は見学エリア、展望所を中心に合計17基、エアカーテンを備えた二次避難施設を1か所設置している。
- ガス周知専任職員がガス警告リーフレットを配布し、喘息の方、気管支及び心臓に疾患のある方の見学を制限するなど事故防止に努めている。
- 噴火に伴う噴火警戒レベルの引き上げにより登山届の回収に行けず、登山者の把握に支障をきたした経験から、アプリ等を活用した登山届の提出の徹底が重要である。
- 噴火した場合の登山者の把握と、その登山者に対し、より安全な下山ルートをどう伝えるかが課題であり重要である。
- 繰り返しの訓練が大事。繰り返すことで救助機関等との顔の見える関係構築にも繋がる。近年行った総合訓練では、火山ガスにより人が倒れた場合の対応訓練、噴火に伴う救助救出訓練等を多くの関係機関の協力の下、実施した。
- 質疑応答

質問：令和3年10月の噴火で16名の登山者がいたとのことだったが、登山届が出ていて連絡が取

規制区分	規制範囲内容	発令基準
火山ガス規制	レベル① 自主規制 (平常時)	1. 濃霧等気象条件により、火口見学が危険であるとき。 2. 火山ガス濃度が人体に影響を及ぼす (5ppm以上) と認められたとき。 3. 火山の活動状況に変化が認められたとき。(臨時の火山解散資料)
		解除 上記状況が改善したとき。
噴火警戒レベルに応じた立入規制	レベル② 1次規制	規制 福岡管区気象台から火口周辺警報「噴火警戒レベル2」が発表され、関係市村長が火口周辺の立ち入り危険であると認められたとき。 解除 福岡管区気象台から火口周辺警報の解除(噴火警戒レベル1)が発表され、火口周辺への立ち入りが危険でなくなったと認められたとき。
	レベル③ 2次規制	規制 福岡管区気象台からの火口周辺噴火警報「噴火警戒レベル3」が発表されたとき。 解除 第1次規制の場合に準ずる。ただし、①第2次規制 ②第1次規制 ③解除の順に規制緩和するものとする。
	レベル④ 登山禁止	規制 噴火により災害が発生し、または発生するおそれがあると認められたとき。(居住区域噴火警報「噴火警戒レベル4以上」) 解除 上記の恐れがなくなったと認められたとき。ただし、①登山禁止 ②第2次規制 ③第1次規制 ④解除の順に規制緩和するものとする。

火口規制の基準



火山ガスに伴う規制範囲図



退避壕 箱型・ドーム型



近年の火山防災訓練の様子

れて警察が誘導したり下山を促したりできたのか。

回答：警察に依頼し、残された車両のナンバーから所有者を特定、直接連絡していただいた。また、登山届の回収の際は気象庁職員に同行を依頼、ガス検知器持参のうえ、福岡管区気象台地域火山監視・警報センターの微動監視下で回収を行った。

質問：噴火警戒レベル引き下げの基準がなく困っている。阿蘇山では气象台に基準を示してもらったのか。

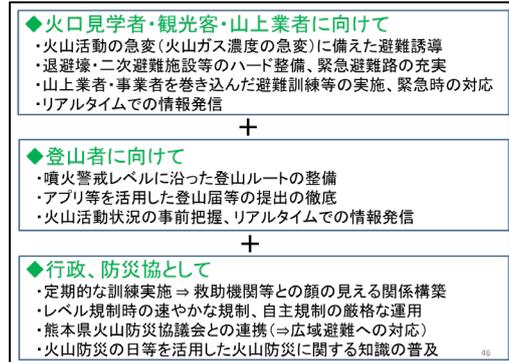
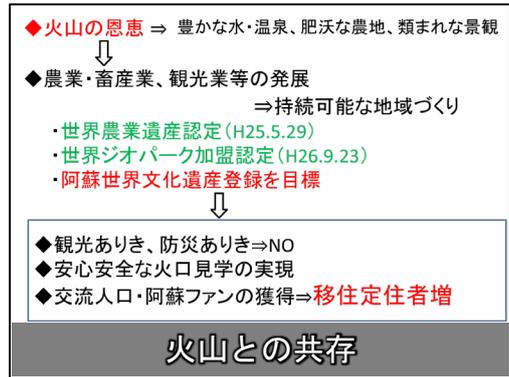
回答：レベル2に達するような活動状況が概ね1ヶ月以上観測されなかった場合を基本としている。活動状況によっては期間の短縮も考えられるが、最終的には気象庁での判断となる。

質問：噴火しそうな時の登山者へのリアルタイムの情報伝達について、整備されているものがあるか。

回答：熊本県阿蘇地域振興局を事務局とし、遭難事故防止対策協議会で登山ルートの案内を行っている。併せて、アプリによる届出や、熊本県警では登山届を出すよう指導を行っている。登山届の状況については、市町村では把握できないことから警察で対応している。

質問：草津白根山が2018年に噴火したとき、情報が錯綜したため、気象庁が情報発信を一元化するなど工夫していたと聞いたことがあるが、マスコミ対応で工夫していたこと、気を付けていたことがあれば教えてほしい。

回答：噴火災害対応を第一とする旨を先ずは報道に説明。併せて、定期的に（時間を決めて）一同に報道対応する旨を各マスコミと共有してきた。それによって正しい情報を統一的に発信できていたと認識している。



安心安全な火口見学実現に向けて



【グループワークの講評】

● 三浦氏

違うところから来た人たちが集まって議論し、様々なことを共有できることは非常に素晴らしいことである。今後ともこのような場を継続して行ってほしい。

● 高木氏

効果的な周知方法について、自治体としては今後の外国人の増加への対応が課題になる。危険に関する情報をあらゆる手段・方法を通じて発信することが重要である。マスコミ対応については、公平公正に均一な情報を流すということが重要である。風評被害防止のためにもマスコミを活用し、「ここまでは危険だが、ここからは問題ない」等の情報を提供する等を心掛けていただきたい。また、火山防災の日などを通じた、地域の方に正しい理解を促すことも大事である。

【活動の様子】

